

型 式 の 区 分

ケーブル(令別表第二第一号(2)に掲げるものに限る。)

要 素	区 分
(A) 導体の主材料	(1) 銅のもの
	(2) その他のもの
(B) 導体の太さ	(1) 断面積が32mm <sup>2</sup> 以下のもの
	(2) 断面積が32mm <sup>2</sup> を超えるもの
(C) 絶縁体の主材料	(1) ビニル混合物のもの
	(2) 耐熱性ビニル混合物のもの
	(3) ポリエチレン混合物のもの(耐燃性ポリエチレン混合物のもの、架橋ポリエチレン混合物のもの及び耐燃性架橋ポリエチレン混合物のものを除く。)
	(4) 架橋ポリエチレン混合物のもの(耐燃性架橋ポリエチレン混合物のものを除く。以下この表において同じ。)
	(5) その他のもの
(D) 外装の主材料	(1) ビニル混合物のもの
	(2) 耐熱性ビニル混合物のもの
	(3) ポリエチレン混合物のもの(耐燃性ポリエチレン混合物のもの、架橋ポリエチレン混合物のもの及び耐燃性架橋ポリエチレン混合物のものを除く。)
	(4) 耐燃性ポリエチレン混合物のもの(耐燃性架橋ポリエチレン混合物のものを除く。)
	(5) その他のもの
(E) 線心	(1) 単心のもの
	(2) 2心以上のもの

備考:該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

JET12018-1/1-(end)